

## 別添29 直接前方視界の技術基準

### 1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの（三輪自動車及び被けん引自動車を除く。）に適用する。

### 2. 用語

- 2.1. 「シーティングレファレンスポイント」とは、人体模型をISO 6549-1980に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型H点（当該模型の股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計標準位置をいう。この場合において、前後、上下、座席の背もたれ部分その他の調節機構を有する座席にあっては、当該調節機構を設計標準位置に調整した状態とする。
- 2.2. 「基準アイポイント」とは、通常の運転状態における運転者の目の位置を代表する点をいい、シーティングレファレンスポイントの垂直上方635mmの高さの点（以下「基準アイポイントの中心」という）を通り、かつ、車両中心面に垂直な直線上の点であって、基準アイポイントの中心に対して左右対称の間隔65mmの点（双眼）を基準をいう。この場合において、基準アイポイントの中心は、表1に掲げる試験自動車のバックアングルの大きさに応じた補正距離だけ、前後方向又は上下方向に補正するものとする。
- 2.3. 「バックアングル」とは、乗員の着座状態における胴体基準線の後傾斜角であって、ISO 6549-1980に規定された人体模型によって測定されるトルソーアングル又はこれに相当する設計標準角度をいう。

表1 基準アイポイントの中心の補正

バックアングル (°)	補正距離		バックアングル (°)	補正距離	
	前後方向 (mm)	上下方向 (mm)		前後方 向 (mm)	上下方向 (mm)
5	-186	28	23	-18	5
6	-177	27	24	-9	3
7	-167	27	25	0	0
8	-157	27	26	9	-3
9	-147	26	27	17	-5
10	-137	25	28	26	-8
11	-128	24	29	34	-11
12	-118	23	30	43	-14
13	-109	22	31	51	-18
14	-99	21	32	59	-21
15	-90	20	33	67	-24
16	-81	18	34	76	-28
17	-72	17	35	84	-32
18	-62	15	36	92	-35
19	-53	13	37	100	-39
20	-44	11	38	108	-43
21	-35	9	39	115	-48
22	-26	7	40	123	-52

(注) 表中の符号：前後方向（-：前方、+：後方）/上下方向（-：下方、+：上方）

2.4 「障害物」とは、直径0.3m、高さ1mの円柱をいう。

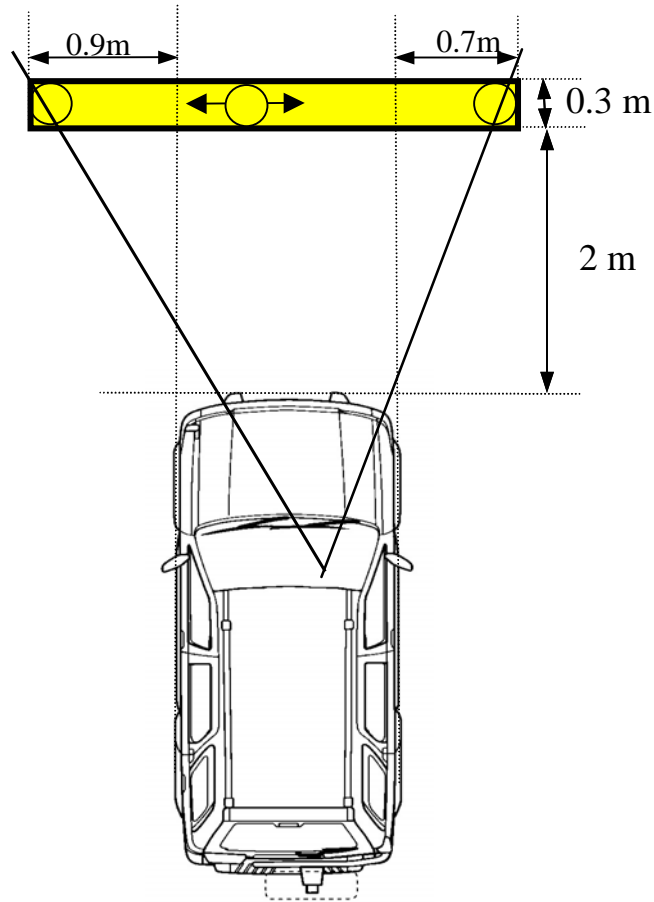
2.5 「試験自動車状態」とは、平坦な面上に空車状態（原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、かつ、当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど運行に必要な装備をした状態をいう。）の自動車に運転者1名（55kg）及びこれと並列の座席であって自動車の側面に隣接するものに乗員1名（55kg）が乗車した状態又はこれに相当する状態をいう。この場合において、試験自動車は直進状態にあるものとし、試験自動車の地上高を調整できる懸架装置を備える自動車にあっては、地上高が設計標準値となるよう当該装置を調整するものと

する。

### 3. 試験方法

試験自動車状態の自動車の前面から2 mの距離にある鉛直面と2.3 mの距離にある鉛直面内にありかつ、車両の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から0.9 mの距離にある鉛直面と車両の右側面から0.7 mの距離にある鉛直面内にある障害物（図1）を基準アイポイントから直接確認する。

図1



### 4. 判定基準

3. の試験を行った際に、3. に基づき設置した障害物の少なくとも一部が確認できること。ただし、Aピラー、ワイパー又はステアリングホイールによる死角により確認が妨げられた場合にあつては、この限りでない。